



# 家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ） 処理手数料の改定案について

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

旭川市環境部

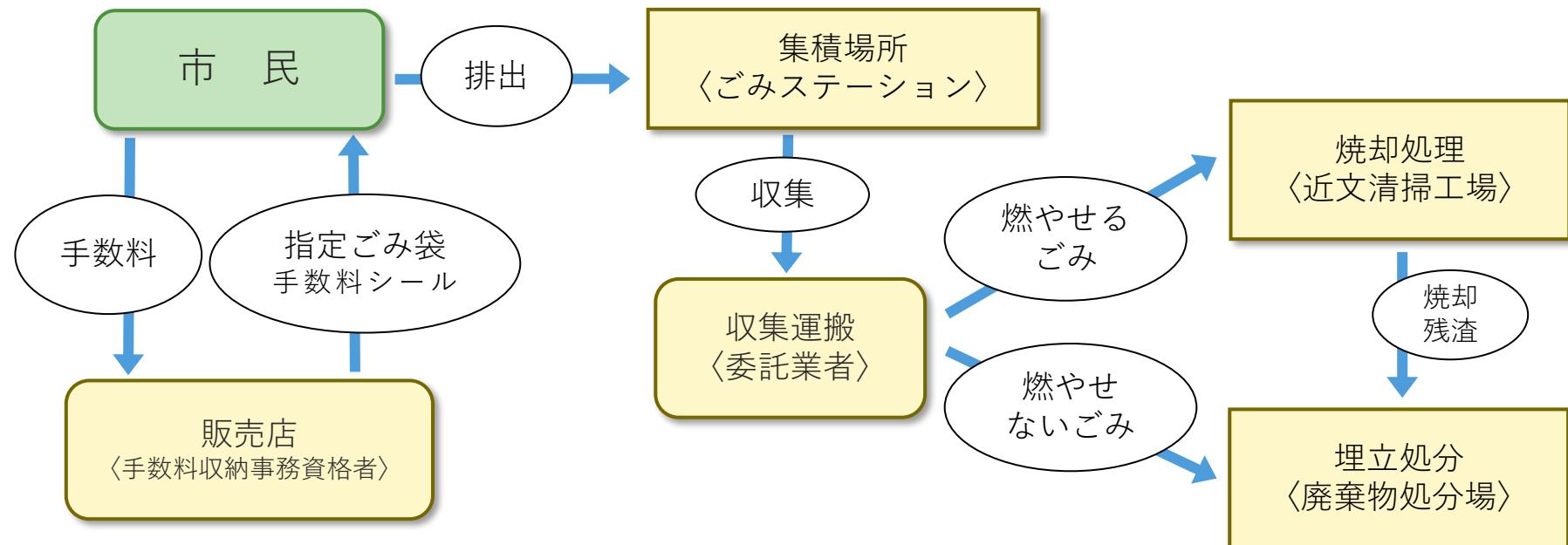
ASAHIKAWA CITY

# 手数料の対象となる一般廃棄物と排出者

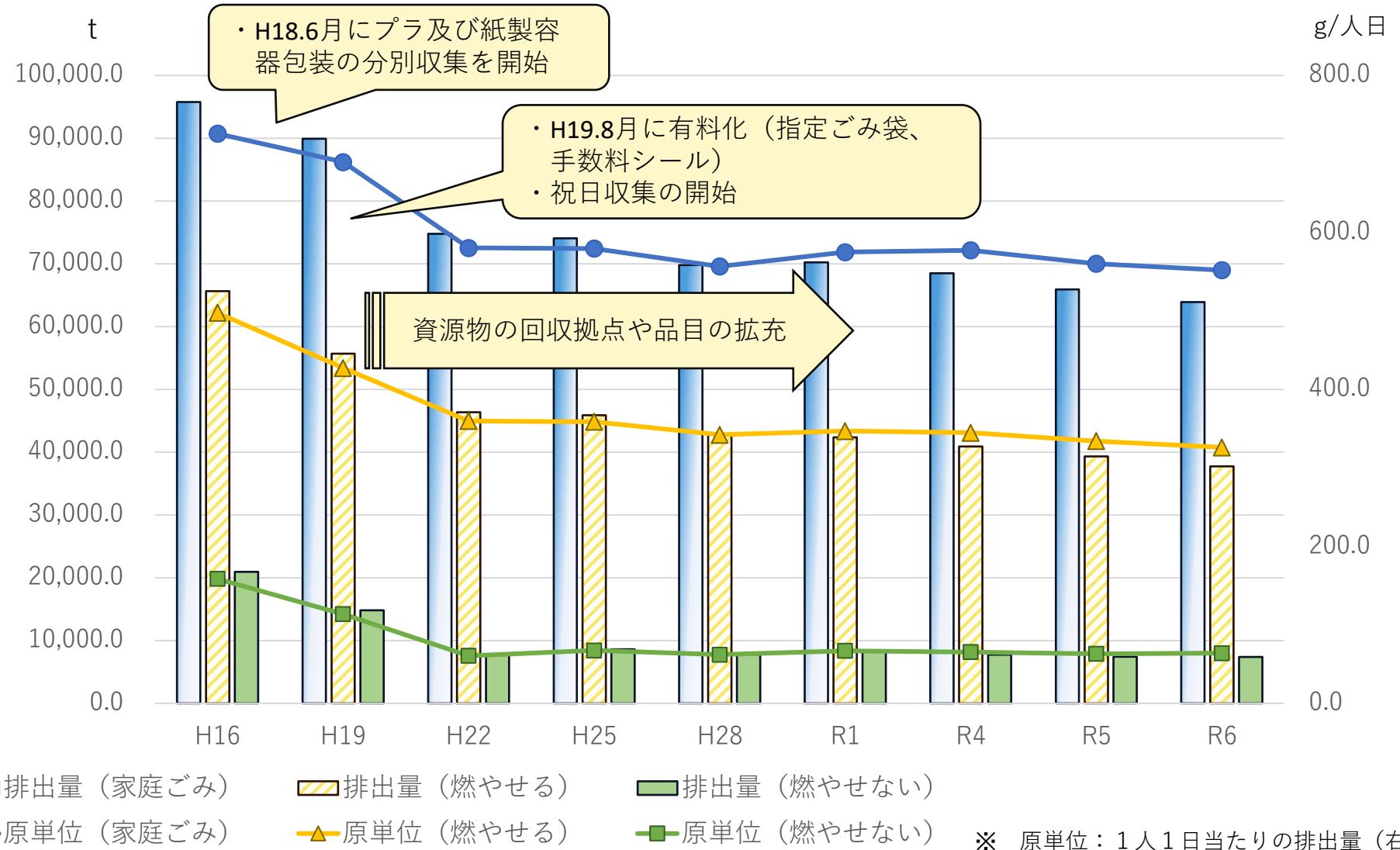


一般廃棄物	排出者
家庭廃棄物のうち燃やせるごみ及び燃やせないごみ	燃やせるごみ及び燃やせないごみを排出する市民

## 〈処理のフロー図〉



# 家庭ごみの排出量等の推移（燃やせる、燃やせない）

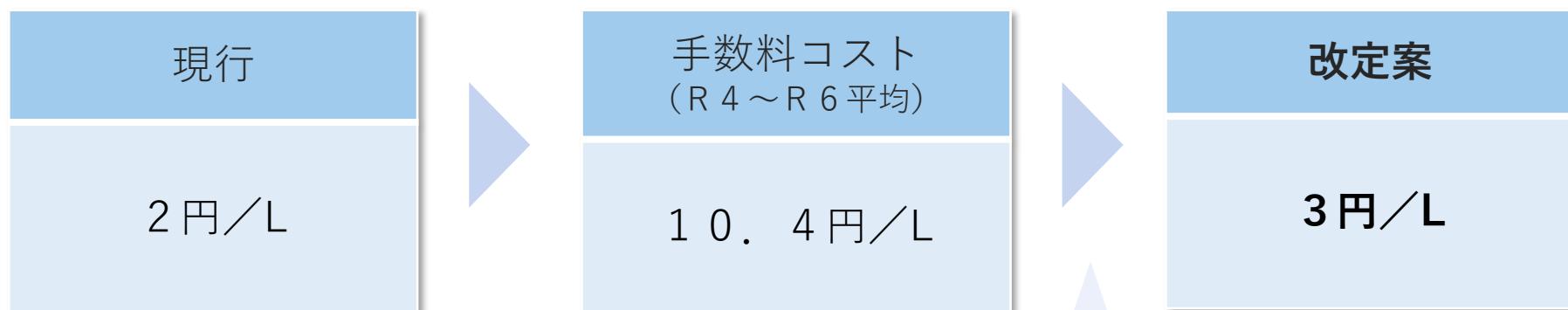


# 手数料コストの算定及び改定案



コスト算定の対象となる年度（実績）	今回の見直し			
	H 1 6	R 4	R 5	R 6
処理量（L）	445,930,500	243,442,450	233,824,600	225,765,050
手数料コスト（円／L）	6	9. 8	10. 5	11. 0
手数料（円／L）	2	2	2	2
排出者負担割合（%）	33. 3	20. 4	19. 0	18. 2

- 手数料コストは、指定ごみ袋の製造・管理に係る経費、収集運搬業務委託料、収集したごみの焼却処理、埋立処分に係る経費等の合計を処理量（L）で除して算定

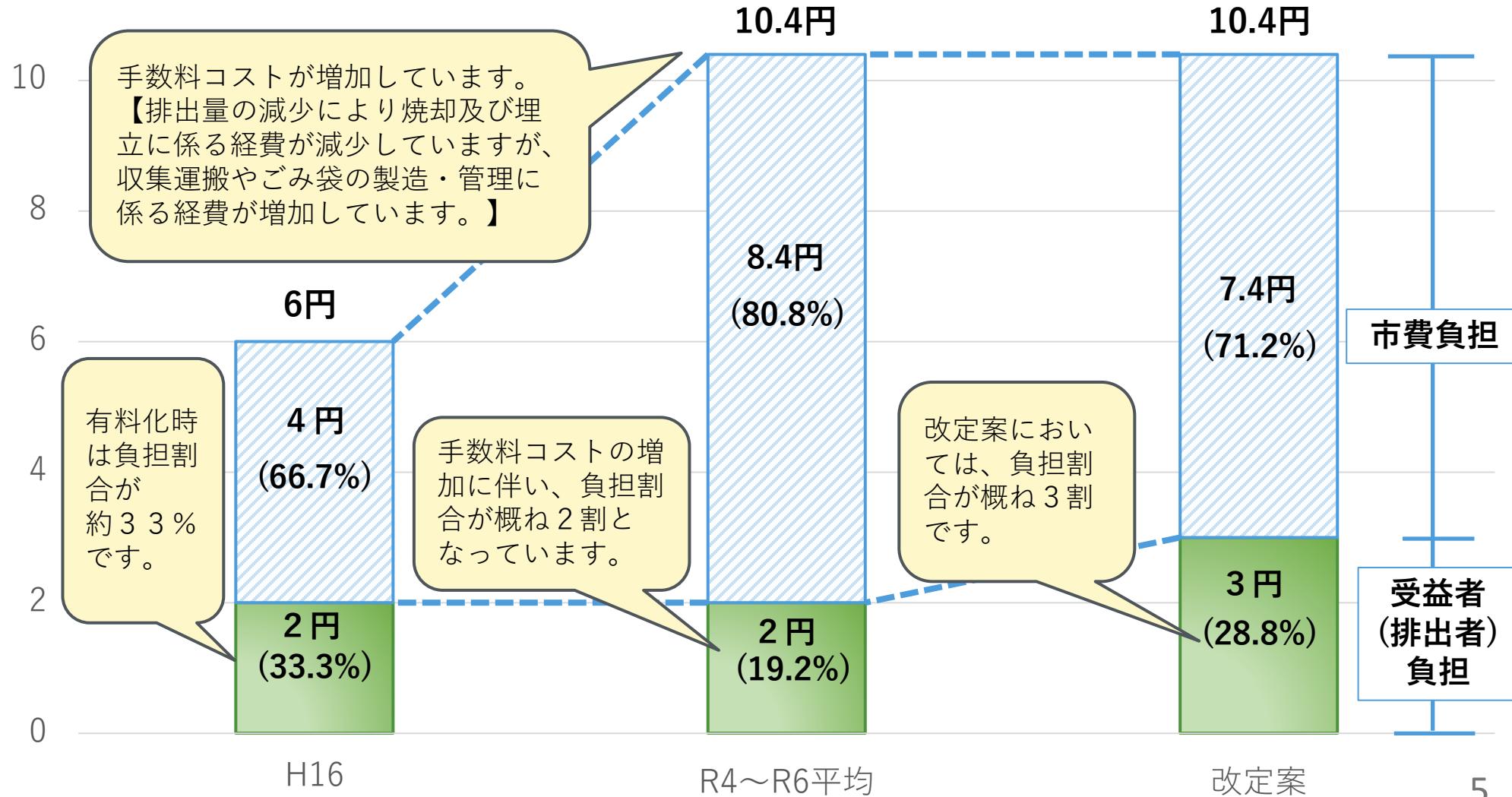


激変緩和措置の適用  
(現行手数料の1.5倍まで)

# 受益者（排出者）負担割合の比較



手数料コスト（1L当たり）に対する受益者（排出者）負担割合



# 指定ごみ袋等の改定料金（案）等



## 指定ごみ袋等の改定料金（案）

	現行料金	改定料金（案）	改定額
指定ごみ袋 5L用	10円	15円	+ 5円
10L用	20円	30円	+ 10円
20L用	40円	60円	+ 20円
30L用	60円	90円	+ 30円
40L用	80円	120円	+ 40円
手数料シール	80円	120円	+ 40円

※ 料金は燃やせるごみ、燃やせないごみ共通

改定料金の適用時期（案）

令和9年4月1日

# 道内主要都市の状況



	手数料 (円/L)	備考	減免の状況
旭川市	3	見直し案	生活保護世帯減免の在り方について検討を進める
	2	現 行	生活保護、乳幼児、紙おむつ給付世帯
札幌市	2		乳幼児、紙おむつ給付世帯
函館市	2		低所得世帯（生活保護除く）
小樽市	2		乳幼児、紙おむつ給付世帯
室蘭市	3	R4に改定	障がい者
釧路市	2. 6		乳幼児、紙おむつ給付世帯
帶広市	3	導入時から変更なし	天災、ボランティア
北見市	2	R8.10月から3円/L	生活保護、紙おむつ（無料収集）
苫小牧市	2		
江別市	3	R6に改定	生活保護、紙おむつ（R6. 10月から無料収集）



# 手数料改定による影響額

現行	改定案	影響額（差額）
1, 638円 (年間1人当たり)	2, 457円 (年間1人当たり)	+ 819円 (年間1人当たり)

※ 市民1人当たりの年間負担額を、R4～R6年度の手数料収入の実績及び人口をもとに算出